

発日向体協第51号
令和3年2月5日

日向市体育協会
加盟競技団体代表者 様

日向市体育協会
会長 瀧井 修
(公印省略)

令和3年2月8日(月)以降のスポーツ活動について (通知)

代表者の皆様におかれましては、日頃から本協会の活動について御理解、御協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、昨日、県の新型コロナウイルス感染症対策協議会において、県独自の緊急事態宣言は2月7日(日)をもって終了の方向性が出され、本日、正式に決定される予定です。日向市においても、本日、市の方針が決定される予定であり、市内公共施設の利用が可能になるのではないかとと思われます。

このことから、日向市教育委員会では中学校の部活動について、2月8日(月)から自校での活動を再開する見込みです(ただし、他校との交流については、当面の間、自粛とし、今後の状況を見て再開時期を決定することです)。

つきましては、本協会及び日向市スポーツ少年団本部の今後の活動について、下記のとおりとしたいと考えておりますので御理解、御協力をお願い申し上げます。

記

1. スポーツ少年団及び児童生徒が所属するスポーツ団体の活動について

○令和3年2月8日(月)からスポーツ少年団及び児童生徒が所属するスポーツ団体の活動を再開可能とする。

○当面の間、他チームとの交流は自粛し、単位団体のみでの活動とすること。

※他チームとの交流再開時期については、日向市教育委員会による中学校部活動の方針を参考に、改めて通知します。

活動に当たっての留意事項

- ・活動再開については、保護者の理解と承諾を十分に得た上で行うこと。
- ・毎日の検温と健康確認を徹底し、風邪症状がみられるときには、活動へ参加させないこと。
- ・平日は2時間以内、休日は3時間以内の活動時間とすること。
- ・換気、手指消毒、マスク着用など、基本的な感染症対策を一層徹底すること。
※マスクについては、活動の状況等によって適切な着脱を行うこととしているが、活動待機時には必ず着用させるなど、徹底した対応を取ること。指導者も必ずマスクを着用すること。
- ※換気については、1時間に2回以上、2方向の窓やドアを数分間全開にすることなど、密閉空間とならないよう、こまめな換気を徹底すること。
- ・給水用のボトルやコップ、タオル等の共用を避けるとともに、使用した用具や物品等は定期的に消毒し、指導者はその消毒状況を把握すること。
- ・その他、競技ごとの感染対策ガイドラインを参考に、3つの密(密閉・密集・密接)にならないよう、活動内容を検討すること。

※スポーツ少年団に加盟していない児童・生徒の団体につきましても、感染拡大防止の観点から、これに準じていただきますようお願い申し上げます。

※宿泊や食事を伴う行事については、感染リスクが高いため、引き続き自粛をお願いします。

2. 行事、大会等の開催について

○成年の部の行事や大会等の開催については、各競技団体において慎重に検討し、各競技団体の判断と責任の下で行ってください。実施に当たっては、中央競技団体が定める感染防止ガイドラインに従い、感染対策を徹底してください。

[スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン \(japan-sports.or.jp\)](http://japan-sports.or.jp)

3. 市内公共スポーツ施設について

○市内の公共スポーツ施設は令和3年2月8日（月）から使用可能となる見込みです。使用に当たっては、各施設管理者の指示に従い、感染対策を徹底してください。

4. その他

○今後の感染状況によっては、対応等を変更することも考えられます。万一、活動再開が難しい状況になりましたら、改めて通知します。